

証券コード 460A
2026年1月13日

株主各位

東京都港区六本木六丁目1番24号
ラピロス六本木4階
B R A N U株式会社
代表取締役 名富 達也

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17期株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第17期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しています。

当社ウェブサイト <https://branu.jp/stock-meeting>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しています。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名（BRANU）または証券コード（460A）を入力・検索し「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」を選択のうえ、ご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら参考書類をご検討くださいまして、2026年1月27日（火曜日）午後6時までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年1月28日（水曜日）午後1時00分

2. 場 所 東京都港区六本木六丁目1番24号ラピロス六本木4階 当社会議室

3. 会議の目的事項

報告事項

第17期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

第3号議案 取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬の額及び内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) 代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください

以上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

〔 2024 年 11 月 1 日から
2025 年 10 月 31 日まで 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、物価高騰の影響により個人消費が停滞し、2025 年 7-9 月期の実質 GDP 成長率は 2025 年 4-6 月比-0.6% とマイナスに転じるなど、一進一退の足踏み状態が続いており、景気は緩やかな回復基調から停滞感が強まっております。

一方で、米国経済の底堅さや企業の努力により、設備投資や輸出への関税引き上げの影響は現時点では限定的です。国際情勢は依然として不安定な状態が続いており、資源価格の高騰や世界的な金融引き締めに伴う為替変動、継続的な物価上昇圧力などを考慮すると、依然として先行きは不透明な状況となっております。中長期的な視点では、デジタル技術の活用による生産性向上が日本経済の底上げに不可欠であり、雇用慣行の改革や教育への公的支出の拡大が課題として挙げられています。

当社がサービスを提供する建設業界では、2025 年度の建設投資が前年度比 3.2% 増の 75.5 兆円と見込まれており、政府投資及び民間投資ともに増加傾向にあることから、マーケットは拡大基調にあります。一方で、2021 年以降の世界的な原材料・エネルギー価格高騰や円安の影響を受け、建設資材の価格高騰は継続しており、2025 年 1 月の土木部門資材価格は 2021 年 1 月と比較して 36% 上昇しております。また、建設業就業者数は減少傾向にあり、高齢化が進行する中で若手の入職率低下が深刻な労働力不足を招いております。政府の賃上げ方針や第三次・扱い手 3 法の施行を受けて人件費も上昇しており、公共工事設計労務単価は前年度比 6.0% 引き上げられました。さらに、2024 年 4 月からは建設業にも時間外労働の上限規制が適用され、長時間労働の是正が強く求められる「2024 年問題」への対応が喫緊の課題となっております。これらの課題に対し、ICT や DX ツールの導入による業務効率化や生産性向上が強く求められており、2025 年 12 月には第三次・扱い手 3 法の一部が施行され、原価割れ契約の禁止や工期ダンピング対策の強化などが予定されています。

このような状況の中、当社は「テクノロジーで建設業界をアップデートする。」をビジョンに掲げ、建設業界の構造的な問題に対処すべく、建設企業、施主、求職者、建材提供者等の建設業に係わるステークホルダーをつなぐマッチングメディア「CAREECON」の運営、及び、建設業向け統合型ビジネスツール「CAREECON Plus」の提供の 2 つのサービスからなる建設 DX プラットフォーム事業を行っています。建設業界の労働力の不足は喫緊の課題であり、DX による生産性向上のニーズは増してきております。当事業年度において、当社は、事業拡大を目的とした積極的な採用活動の推進、営業活動の生産性の向上、顧客が必要とする 機能開発・提供といった経営課題に取り組み、「CAREECON」及び「CAREECON Plus」のサービス利用は順調に拡大しております。

この結果、当事業年度における当社の売上高は 2,122,790 千円（前期比 50.3% 増）、営業利益は 331,550 千円（前期比 231.0% 増）、経常利益は 328,732 千円（前期比 239.8% 増）、当期純利益は 241,942 千円（前期比 269.5% 増）となりました。

なお、当社は2025年12月1日に東京証券取引所グロース市場へ上場いたしました。

上場を果たすことができたことは、ステークホルダーの皆様のご支援の賜物です。心から御礼申し上げますとともに、上場会社として相応しい体制整備を行い、更なる事業の成長を通じて、ステークホルダーの皆様のご期待に応えられるような企業となることを目指します。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資は総額59,858千円であり、その主なものは次の通りであります。

イ. 当事業年度中に取得した主要資産

業務用PCの購入等による工具器具備品の新規取得16,411千円、第2本社、仙台支店開設に伴う、内部造作工事やフォンブースの購入等による建物の新規取得43,447千円

ロ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の減損

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第14期 2022年10月期	第15期 2023年10月期	第16期 2024年10月期	第17期 (当事業年度) 2025年10月期
売上高（千円）	489,404	1,146,019	1,412,031	2,122,790
経常利益又は経常損失 (△)（千円）	△58,307	48,964	96,746	328,732
当期純利益又は当期純損失 (△)（千円）	△83,585	47,796	65,483	241,942
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)（円）	△20.90	11.95	16.37	60.49
総資産（千円）	745,117	833,578	901,717	1,219,169
純資産（千円）	58,817	106,614	172,097	414,040
1株当たり純資産 (円)	14.70	26.65	43.02	103.51

(注) 1. 第14期は、決算期変更により7か月決算となっております。

2. 当社は、2022年11月24日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、また2025年6月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり指標を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

イ. 親会社との関係

該当事項はありません。

ロ. 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が安定的に事業拡大をするためには、①当社のサービス、プロダクトの認知度向上を図り提供顧客を増加させること、②プロダクトの開発を予定された計画に基づいて進捗させること、③事業の拡大にあわせて安定的な組織体制を整備することが重要であります。これらを当社の対処すべき課題として考えております。

① 当社のサービス、プロダクトの認知度向上を図り提供顧客を増加させること

当社は、「CAREECON」及び「CAREECON Plus」（総称して「CAREECON Platform」という。以下同様）の提供開始以降、顧客基盤を拡大するための営業活動を実施してまいりました。今後は、

「CAREECON Platform」の提供する機能やソリューションについて更なる認知度の向上を図ることを重要課題とし、各種のマーケティング活動や広報活動を行って顧客基盤の拡大に取り組んでまいります。

② プロダクトの開発を予定された計画や品質に基づいて進捗させること

プロダクト開発は、追加的な機能の開発やユーザーインターフェースの改善等、対処すべき課題も残されています。新たな顧客基盤を獲得、及び、既存顧客の離反を低減し、今後の収益構造を確立するためには、計画的な機能開発、機能改良が必要なため、継続的に開発進捗管理に取り組んでまいります。

③ 事業の拡大にあわせて安定的な組織体制を整備すること

当社が今後企業価値を高めていくためには、営業、開発、マーケティング、管理といった当社の必要とする領域に合わせた優秀な人材の確保、組織体制の整備及び従業員のモチベーションの維持・向上に努めていく必要があると認識しております。そのためには、当社の事業拡大に応じた内部管理体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの充実が経営課題として求められているものと考え、これに取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年10月31日現在）

当社は、建設中小企業の生産性を向上させる建設DXプラットフォーム「CAREECON Platform」の提供、デジタルマーケティングツールの制作及び保守運用、並びにこれに付帯する業務を行っております。

(6) 主要な営業所（2025年10月31日現在）

東京本社：東京都港区六本木六丁目1番24号ラピロス六本木4階

東京第2本社：東京都港区六本木六丁目7番6号 六本木アネックス4階

大阪支店：大阪府大阪市中央区西心斎橋一丁目5番5号 アーバンBLD心斎橋8階

仙台支店：宮城県仙台市青葉区中央三丁目8番33号 T-PLUS仙台2階

(7) 使用人の状況（2025年10月31日現在）

使 用 人 数	108名
前 期 末 比 増 減	+23名
平 均 年 齢	29.8歳
平 均 勤 続 年 数	2年9か月

(注) 1. 上記にはパートタイマー、派遣契約社員は含んでおりません。

2. 当社は建設DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(8) 主要な借入先 (2025年10月31日現在)

借入先	借入金残高
(株)みずほ銀行	276,920千円
(株)日本政策金融公庫	102,724千円
(株)商工組合中央金庫	74,375千円

2. 株式に関する事項 (2025年10月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,000,000株
- (3) 株主数 5名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
名富 達也	2,140,000	53.5%
株式会社 名富	1,800,000	45.0%
露木 将也	20,000	0.5%
片山 雄輔	20,000	0.5%
毒島 大輔	20,000	0.5%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

- ・新株予約権の数 660 個
- ・目的となる株式の種類及び数 普通株式 66,000 株
- ・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区別別合計

名称 (付与決 議日)	保有者数 (社外取締 役を除く取 締役)	個数	目的となる 株式の数	行使 価格	行使期間	行使 条件 等
第3回新 株予約権	1名	240 個	24,000 株	26 円	2024年11月26日～ 2032年11月14日	注
第4回新 株予約権	1名	420 個	42,000 株	346 円	2026年5月1日～ 2034年4月29日	

(注) 主な行使の条件は以下の通りです。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- ② 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	会社における地位	担当及び他の法人等の代表状況等
名富達也	代表取締役	・株式会社名富代表取締役
宇都宮久之	取締役	・CFO
露木将也	取締役	・マッチングプラットフォーム事業本部長兼任
小尾一介	取締役	・Link Asia Capital 代表取締役 パートナー ・株式会社インバウンドテック 社外監査役 ・クロスロケーションズ株式会社 代表取締役 ・株式会社ファンコミュニケーションズ 社外取締役
古矢徹	取締役	—
山田浩平	常勤監査役	—
本木賢太郎	監査役	・AGRI 法律会計事務所 代表 ・AGRI ビジネスパートナーズ株式会社 代表取締役 ・株式会社マイファーム 監査役 ・CynosBio 株式会社 監査等委員である取締役 ・RE100 電力株式会社監査役
水野亮	監査役	・株式会社テコテック監査役 ・株式会社テンクー取締役

- (注) 1. 取締役小尾一介氏及び古矢徹氏は社外取締役であります。
 2. 監査役本木賢太郎氏及び水野亮氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役本木賢太郎氏及び水野亮氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、社外取締役小尾一介氏、社外取締役古矢徹氏、社外監査役本木賢太郎氏、及び社外監査役水野亮氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

(2) 責任限定契約の内容

当社と一部の非業務執行取締役等は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2024 年 9 月 17 日開催の取締役会において、取締役会の諮問機関として、任意に指名・報酬委員会を設置しております。また、2024 年 10 月 17 日開催の取締役会において、常勤取締役の個人別の報酬等の内容にかかる役員報酬プログラムを決議し、2025 年 10 月期の事業年度より適用を開始しております。指名・報酬委員会では、役員報酬プログラムの妥当性や改訂の必要性の検討、具体的な個人別報酬案を審議対象としており、業績との連動性を確保しつつ、成果が反映される報酬体系の構築を検討しております。

取締役会は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が役員報酬プログラムと整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる役員報酬プログラムの内容は次の通りです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的視点で経営に取り組むインセンティブとなる報酬体系としつつ、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、固定報酬と、業績連動報酬からなり、役位、職責、管掌範囲に応じて固定報酬と業績連動の割合を決定する。業績連動報酬は、売上高、経常利益等の指標について、対前年比率、対予算比率から求められる係数を、前年度の金額に乗じて算出する。固定報酬と業績連動報酬の合計は、株主総会にて定められた報酬限度額の範囲内で決定するものとする。報酬限度額は、2025年1月29日開催の定時株主総会において年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議している。

c. 非金銭報酬等の内容及びその額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、ストックオプションとしての新株予約権を採用し、当社の株価上昇及び業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、必要と判断した時期に付与を行う。各取締役への各事業年度における付与の総額及び付与の割合については、役位、職責、在任年数等を基準としつつ、付与時の当社株価、株式市場への影響、当社の財務状況等を総合的に勘案し、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬等の上限額の範囲内において決定するものとする。

d. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬及びストックオプションの付与の割合については、原則的に基本報酬を基準としつつ、取締役としての役割・職責等に見合った報酬を付与するべき要請と、短期及び中長期的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブを付与するべき要請とを考慮し、取締役会において適切に設定する。

社外取締役については、その地位、及び、社外取締役に期待される役割や企業規模等に照らして合理的な水準とすることを基本方針としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2025年1月29日の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額120百万円以内、監査役の報酬限度額は年額20百万円以内と決議しております。2025年1月29日定時株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役は2名）、監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）です。

区分	員数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	80,400千円 (4,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	11,724千円 (3,600千円)
合計	8名 (4名)	92,124千円 (8,400千円)

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外役員の重要な兼職の状況については、「4. 会社役員の状況 (1) 取締役及び監査役の状況」に記載の通りです。

各社外役員の各兼職先と当社との間に、人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割 に関する行った職務の概要
取締役	小尾 一介	当事業年度開催の取締役会に 16 回中 16 回出席し、特に企業経営者としての豊富な経験とインターネットマーケティングに係る幅広い知識をもとに議案審議に必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	古矢 徹	当事業年度開催の取締役会に 16 回中 16 回出席し、特に当社の顧客である建設業界の幅広い知識と経験経験をもとに議案審議に必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	本木 賢太郎	当事業年度開催の取締役会に 16 回中 16 回出席し、議案審議に必要な発言を行っています。同様に当事業年度開催の監査役会に 16 回中 16 回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
監査役	水野 亮	当事業年度開催の取締役会に 16 回中 16 回出席し、議案審議に必要な発言を行っています。同様に当事業年度開催の監査役会に 16 回中 16 回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 監査法人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、当社の事業規模や業務の特性、会計監査人の監査計画、監査内容、監査日数等の諸要素を総合的に勘案し、会計監査人の監査報酬の額について同意する判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の品質管理の状況及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められた場合、必要と認めるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、職務遂行状況等諸般の事情を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合には、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する決議の内容

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項について以下の通り決議しております。

①当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「取締役会規程」その他関連規程に基づき、適法かつ適正に取締役会における決議及び報告を行う。

代表取締役直轄の内部監査責任者は、「内部監査規程」に基づき、内部監査を通じ、社内各部門の業務が法令及び定款、社内諸規程に従い、適正かつ有効に執行されているかを監査する。

また、「コンプライアンス管理規程」を制定するとともに、「内部通報規程」による内部通報制度を設けて法令違反行為等による損害の拡大の予防に努める。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会規程」及び「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に

係る重要情報を保存・管理する。

③当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の企業経営に重要な影響を及ぼすリスクの未然防止及び万一発生する非常事態への迅速かつ的確な対応を可能とする危機管理体制の確立を目的として、「リスク管理規程」を制定しており、リスク・コンプライアンス会議を設置しリスク管理体制の整備に努める。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会は重要事項の決定及び取締役・使用人の業務執行状況の監督を行う。

ゼネラルマネージャー以上で構成される経営会議を原則月1回開催し、取締役会に係る重要執行案件の審議及び経営会議に係る案件の決議を行うとともに、取締役会決議事項に基づき、業務執行に関する各種施策の検討、執行状況の確認、報告等を行う。

業務の執行については、将来の事業環境を踏まえ中長期の経営計画及び各年度予算を策定し、各部門において目標達成に向け具体策を立案・実行する。

⑤監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の他の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役会は、その職務の遂行に必要な場合、使用人の中から補佐する者を求めることができる。

ロ. 選定された監査役は、当該使用人に対し、職務に必要な事項を指示することができる。なお、当該使用人は、指示された職務について、取締役の指揮命令を受けないものとする。

⑥当社の取締役及び使用人の監査役会への報告に関する体制、及び、当社の監査役会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役会に以下を報告する。

イ. 内部統制に関わる部門の活動

ロ. 重要な会計方針・会計基準及びその変更

ハ. 業務及び業績見込みの発表の内容・重要開示書類の内容

二. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した時は、その内容

監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

当社の取締役及び監査役並びに使用人は、「内部通報規程」に基づき、コンプライアンス上の問題点を発見した場合に、内部通報窓口に通報・相談を行うことができる。同窓口は、その内容を速やかに監査役会に報告する。また、当社は、不正行為等を通報した者に対し、通報したことを理由として解雇その他不利益な取り扱い（不作為を含む）や、人格や人としての尊厳を侵害する行為をしてはならないことを規定している。

⑦監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務遂行について生じる費用または債務は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社が負担する。

⑧その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な会議に出席して意見を述べるとともに、代表取締役、監査法人とそれぞれ定

期的に意見交換を行う。

内部監査責任者は、監査役会と十分な連携を取り、内部監査の結果を監査役会に報告し、監査役会による監査の実効性を高める協力体制を確保する。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係・取引をしない、また利用しないこと（排除）を周知徹底し、仮に反社会的勢力との接触があった場合における対処を周知、徹底する。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

代表取締役は、当社の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備に向けた基本的計画及び方針を報告年度単位で作成し、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

内部監査責任者は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（不備及び不備の改善状況を含む。）を把握、評価し、それを代表取締役に報告する。

監査役会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査しております。また、監査法人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

（2）業務の適正を確保するための体制等の運用状況

業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要は以下の通りであります。

①コンプライアンス体制

コンプライアンス全般に関する課題及び対応策に関し、リスク・コンプライアンス会議を通じて情報を共有し、対応策を立案、実施しております。リスク・コンプライアンス会議は四半期に1度開催しており、当事業年度は4回開催しました。

また、全社員に対し、定期的にコンプライアンス研修を実施しコンプライアンスの重要性を啓発しております。

内部通報窓口を設置し、外部の専門団体の通報窓口も備え、通報者のプライバシーに配慮した通報制度を構築しております。

②リスク管理体制

当社は、情報漏洩、及びシステム障害の予防や発生時の対応手順を整備し、第三の査察を受けて ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得し、当事業年度も維持しております。

③取締役会の運営体制

当社は、取締役会規程に基づき、当事業年度は取締役会を原則として月1回開催しており、当事業年度は取締役会を16回開催しました。重要事項の決議、事業の進捗状況のモニタリング、その他業務施行状況に関する審議及び報告を通じて経営情報を共有しております。

④監査役の監査体制

当社の監査役会は、監査役会規程に基づき月1回開催しており、当事業年度は16回開催しました。監査役は取締役会をはじめ、重要な会議に出席し、取締役の職務の執行について監査を実施するほか、内部監査責任者と情報共有を行い、監査の実効性を確保しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を勘案して、株主への利益還元を実現することを基本方針としております。しかし、当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先することが、株主への利益還元につながるものと考えております。

当事業年度においても、引き続き当社が成長過程にあると認識していることから、今後の事業拡大のための新規投資等に資金を充当するため、引き続き内部留保の確保を優先し、配当を実施しておりません。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,042,193	流動負債	419,211
現金及び預金	786,171	買掛金	23,857
売掛金	198,612	1年内返済予定の長期借入金	78,048
仕掛品	4,180	未払金	81,195
前払費用	56,932	未払費用	64,126
その他	3,031	未払法人税等	84,764
貸倒引当金	△6,734	未払消費税等	47,973
固定資産	176,975	契約負債	19,916
有形固定資産	62,233	預り金	19,328
建物	47,347	固定負債	385,917
工具器具備品	14,885	長期借入金	375,971
無形固定資産	4,562	退職給付引当金	3,750
ソフトウエア	4,562	資産除去債務	6,196
投資その他の資産	110,180	負債合計	805,128
投資有価証券	9,811	(純資産の部)	
繰延税金資産	27,101	株主資本	414,040
敷金	72,649	資本金	71,030
その他	618	利益剰余金	343,010
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	343,010
資産合計	1,219,169	純資産合計	414,040
		負債・純資産合計	1,219,169

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日)

(単位 : 千円)

科目	金額	
売上高		2,122,790
売上原価		392,921
売上総利益		1,729,869
販売費及び一般管理費		1,398,319
営業利益		331,550
営業外収益		
受取利息	1,054	
その他	299	1,353
営業外費用		
支払利息	3,619	
その他	552	4,171
経常利益		328,732
税引前当期純利益		328,732
法人税、住民税及び事業税	101,625	
法人税等調整額	△14,836	86,789
当期純利益		241,942

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日)

(単位 : 千円)

	株主資本				純資産 合計	
	資本金	利益剰余金		株主 資本 合計		
		その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
2024 年 11 月 1 日残高	71,030	101,067	101,067	172,097	172,097	
事業年度中の変動額						
当期純利益		241,942	241,942	241,942	241,942	
事業年度中の変動額合 計	-	241,942	241,942	241,942	241,942	
2025 年 10 月 31 日残高	71,030	343,010	343,010	414,040	414,040	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕掛品

総平均法による原価法。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① 「CAREECON」

「CAREECON」のサービスにおいては、主に建設業向けのマッチングや採用を主題としたメディア運営等を行っております。これらのメディアに係る役務提供については、メディアの掲出を行い顧客が検収した時点で収益を認識しております。なお、当該役務提供のうち、第三者を介した販売で当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② 「CAREECON Plus」

「CAREECON Plus」のサービスにおいては、主に統合型ビジネスツールの提供、及び、コンサルティングサービスの提供を行っております。当該サービスは、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断したサービスであり、契約期間にわたり、顧客との契約において約束された金額を契約に基づき按分して収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

① 建物	… 48,983 千円
② 工具器具備品	… 20,806 千円

4. 損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「8. 収益認識に関する注記(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
普通株式	40,000	3,960,000	—	4,000,000
合計	40,000	3,960,000	—	4,000,000

- (注) 1. 2025年5月16日開催の取締役会決議により、2025年6月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,960,000株増加し、4,000,000株となっております。
2. 2025年6月27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

第3回ストック・オプションとしての新株予約権 普通株式 124,000株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,062 千円
納税充当金	8,010 千円
退職給付引当金	1,182 千円
資産除去債務	11,210 千円
フリーレント賃料	4,858 千円
繰延税金資産合計	<u>27,322 千円</u>
繰延税金負債	
その他	△221 千円
繰延税金負債合計	<u>△221 千円</u>
繰延税金資産の純額	27,101 千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な運転資金を銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金については預金により保有しております、デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は匿名組合出資であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財政状態を把握することにより管理しております。敷金は主にオフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、全て1年以内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金であり、支払金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されています。返済期限は決算日後、最長で10年であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、コーポレート部にて主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

ロ. 市場リスクの管理

借入金に係る支払金利の変動リスクについて、デリバティブ取引等によるヘッジ処理は行っていませんが、金利交渉等を通じて金利削減に努めています。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、財務経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持すること等により、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

2025年10月31日における営業債権のうち66%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。現金は注記を省略しており、「預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等及び未払消費税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額(*)	時価(＊)	差額
① 敷金	72,649	70,962	△1,683
② 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(454,019)	(436,885)	17,133

(＊) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

市場価格がない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額
投資有価証券	
匿名組合出資(＊)	9,811千円

(＊) 匿名組合出資は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—千円	70,962千円	—千円	70,962千円
長期借入金	—	(436,885)	—	(436,885)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

敷金の時価の算定は、償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっており、固定金利の借入は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益の認識の別に分解した場合の内訳は、以下のとおりあります。

	売上高
CAREECON	1,285,770 千円
CAREECON Plus	837,020
顧客との契約から生じる収益	2,122,790
外部顧客への売上高	2,122,790

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4). 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	104,402 千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	198,612
契約負債(期首残高)	18,034
契約負債(期末残高)	19,916

契約負債は、主に時の経過に伴って履行義務を充足し収益を認識するプロダクトライセンス契約において、契約時に年間のライセンス料を一括して受け取った分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い、取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、18,034千円であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 103円51銭

(2) 1株当たりの当期純利益 60円49銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(公募による新株式の発行)

当社は、2025年12月1日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年10月27日及び2025年11月11日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2025年11月28日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法 : 一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- ② 株式の種類及び数 : 普通株式 500,000 株
- ③ 発行価格 : 1 株につき 980 円
一般募集はこの価格にて行いました。
- ④ 引受価額 : 1 株につき 901.6 円
この価額は当社が引受人より 1 株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- ⑤ 資本組入額 : 1 株につき 450.8 円
- ⑥ 発行価額の総額 : 490,000 千円
- ⑦ 払込金額の総額 : 450,800 千円
- ⑧ 資本組入額の総額 : 225,400 千円
- ⑨ 払込期日 : 2025 年 11 月 28 日
- ⑩ 資金の使途 : AI 機能を搭載するプロダクトの機能開発が可能な人材採用及び開発業務委託に係る支出、組織規模拡大に伴う管理職の人材採用に係る支出、人員規模拡大に伴うオフィススペース確保のための新本社賃借及び新支店賃借に係る支出に充当する予定であります。

11. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月6日

B R A N U 株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 理
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柄澤 涼
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、B R A N U 株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査の担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月6日

B R A N U 株式会社 監査役会

常勤監査役 山田 浩平 (印)

監査役 本木 賢太郎 (印)

監査役 水野 亮 (印)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、2026年1月28日をもって、下記候補者を取締役として選任することをお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りです。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	なとみ たつや 名富 達也 1981年3月24日	2003年4月 株式会社テレウェイヴ 入社 2009年8月 当社設立 代表取締役（現任） 2023年10月 株式会社名富設立 代表取締役就任（現任）	3,140,500株 (注) 1
1	選任理由 名富達也氏は、当社創業から代表取締役として指揮をとり、企業規模の拡大、業績向上、当社の企業価値向上に対して貢献してまいりました。同氏の有する建設業界及び経営に関する豊富な経験と幅広い見識は、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	うつのみや ひさゆき 宇都宮 久之 1982年11月18日	2006年12月 有限責任 あづさ監査法人 入社 2019年1月 クロスロケーションズ入社 2020年9月 クロスロケーションズ取締役 CFO就任 2023年9月 クロスロケーションズ退社 2023年10月 当社取締役 CFO 就任（現任）	-
2	選任理由 宇都宮久之氏は、公認会計士の資格を有し、当社のバックオフィス部門を統括しております。同氏の有する幅広い専門知識と経験は、当社の経営全般に対する管理・監督を期待できるものであり、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	つゆき まさや 露木 将也 1983年7月6日	2009年9月 当社入社 2022年7月 当社事業統括本部 本部長 2023年10月 当社取締役兼マッチングプラットフォーム事業本部長就任（現任）	20,000株
3	選任理由 露木将也氏は、当社創業期から営業統括部門長を務め、当社入社以来、企業規模の拡大、業績向上、当社の企業価値向上に対して貢献してまいりました。同氏の有する建設業界及び当社事業における幅広い見識と、経営及び事業を率いるリーダーシップは、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	ふるや とおる 古矢 徹 1959年10月22日	<p>1982年4月 清水建設株式会社 入社</p> <p>1996年7月 Shimizu International Finance U.S.A. Inc. Executive Vice President</p> <p>2002年2月 Shimizu North America LLC. CFO</p> <p>2008年4月 清水建設株式会社 経理部長</p> <p>2013年4月 同社 コーポレート企画室産業政策専門部長</p> <p>2017年4月 同社 エンジニアリング事業本部 副本部長</p> <p>2020年4月 同社 執行役員 兼 Shimizu North America LLC. CEO</p> <p>2023年5月 同社 グローバル事業顧問</p> <p>2024年4月 当社社外取締役 就任 (現任)</p>	-
選任理由及び期待される役割の概要			古矢徹氏は、大手建設会社での就業経験により培われた建設業界に関する豊富な知識を有するとともに、企業経営に関する豊富な経験と相当程度の知識を有しております、当社の経営に客観的かつ専門的な視点から有益かつ的確な提言・助言が期待できることから、当社の長期的な企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	おび かずすけ 小尾 一介 1953年12月4日	<p>1977年9月 アルファレコード株式会社入社</p> <p>1988年8月 サイトロン・アンド・アート株式会社 代表取締役</p> <p>2002年10月 株式会社デジタルガレージ 取締役</p> <p>2009年7月 グーグル株式会社 執行役員</p> <p>2012年12月 インモビジャパン株式会社 日本代表</p> <p>2015年10月 Link Asia Capital 株式会社 代表取締役パートナー (現任)</p> <p>2017年3月 株式会社インバウンドテック 社外監査役 (現任)</p> <p>2017年11月 クロスロケーションズ株式会社 代表取締役 (現任)</p> <p>2018年3月 株式会社ファンコミュニケーションズ 社外取締役 (現任)</p> <p>2018年6月 フィーチャーベンチャーキャピタル株式会社 社外取締役</p> <p>2018年6月 株式会社インフォネット 社外取締役</p> <p>2024年4月 当社社外取締役 就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>Link Asia Capital 株式会社 代表取締役 パートナー</p> <p>株式会社インバウンドテック 社外監査役</p> <p>クロスロケーションズ株式会社 代表取締役</p> <p>株式会社ファンコミュニケーションズ 社外取締役</p>	-

	<p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>小尾一介氏は、インターネットを活用したビジネスに知見、経験があるとともに、複数の企業において社外取締役、社外監査役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と相当程度の知見を有しております、当社の経営に客観的かつ専門的な視点から有益かつ的確な提言・助言が期待できることから、当社の長期的な企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。</p>
--	---

- (注) 1. 名富達也氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社名富が所有する株式数を含んでおります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 名富達也氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
4. 古矢徹氏および小尾一介氏は社外取締役候補者であり、当社は、両氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が原案通り選任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 古矢徹氏は、現に当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年10カ月であります。
6. 小尾一介氏は、現に当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年10カ月であります。
7. 当社は小尾一介氏および古矢徹氏を東京証券取引所に独立役員として届け出しております。

第2号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、2025年1月29日開催の第16期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額120,000,000円以内、監査役の報酬額を年額20,000,000円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額150,000,000円以内、監査役の報酬額を年額30,000,000円以内と改めさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

第3号議案 取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬の額及び内容決定の件

1. 本案の提案理由および相当とする理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」）に対し、株主の皆様との一層の価値共有を進め、中長期的な業績向上および企業価値増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、第2号議案にて承認をお願いする報酬限度額（金銭報酬）とは別枠で対象取締役に対し、以下の内容で新株予約権の付与のための報酬を決定することにつきご承認をお願いするものです。

本議案に基づき各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に對象取締役に発行する新株予約権の上限は400個(40,000株)、行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は最大で0.9%となります。本件新株予約権は、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的に、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案してその発行上限を決定しており、相当であるものと考えております。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

(1) 新株予約権の数の上限

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に對象取締役に発行する新株予約権の数の上限は400個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的

たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 各本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換に金銭の払込みを要しないものとする。なお本新株予約権の発行価額は本新株予約権の割当日における公正な評価額とし、当該公正な評価額は一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデル等を用いて第三者評価機関が算出する額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1 本新株予約権行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
- 2 本新株予約権行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ取引日の終値。）のいずれか高い金額とする。

(5) 新株予約権を行使できる期間

本新株予約権の付与決議後2年を経過した日から、10年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）の範囲内で、当社取締役会決議により決定する期間とする。

(6) 譲渡による取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権行使の条件

- 1 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権の割当日後の任期満了以降もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- 2 その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- 1 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 2 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上